

## 県立延岡病院における地産地消自動販売機設置者募集要項

県立延岡病院における地産地消自動販売機設置者（以下「地産地消設置者」という。）の募集に参加する者は、この募集要項を承知の上、申し込むこと。

### 1 応募事項及び物件

(1) 「地産地消自動販売機」を設置するための県立延岡病院有財産の賃貸借（更新なし）

※1 地産地消自動販売機の定義

商品の全てを県産飲料で占める自動販売機

※2 県産飲料の定義

県内で生産された農林水産物（天然水は除く。以下「県内産」という。）を原料として加工した次に掲げる飲料（以下「県産飲料」という。）

(ア) 県内産の野菜や果実を原料に使用した飲料

(イ) 県内産の茶葉を100パーセント原料に使用した飲料

(ウ) 県内産の生乳を原料に使用した飲料

(エ) その他県内産の食材を原料に使用した飲料

※3 地産地消のPR

地産地消設置者は、みやぎの食と農を考える県民会議において実施する『地産地消自動販売機を活用した地産地消のPR（共通ポップの掲示等）』に協力すること。

(2) 応募物件

別添応募物件説明書記載のとおり。

### 2 応募資格要件

次の要件を満たす法人又は個人に限り応募することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者でないこと。

(2) 法令等の規定により販売について許認可等を必要とする場合には、その許認可等を受けていること。

(3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団関係者（暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）でないこと。

(4) 法人の場合は県内に本店、支店又は営業所を有し、個人の場合は県内に居住し業を営んでいること。

(5) 自動販売機の設置業務において、自ら管理運営する2年以上の実績を有していること。

(6) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）、地方法人特別税及びこれらに附帯する徴収金を滞納していないこと。

※ (1)から(6)までについては応募申込み時点で要件を満たしていること。

### 3 応募条件等

#### (1) 貸付料等

##### ア 貸付期間

貸付期間は、別添応募物件説明書記載のとおりとする。ただし、県立延岡病院（以下、「病院」という。）が公用又は公共用に供するため必要が生じたとき、地産地消設置者（借受者）が貸付条件に違反する行為を行ったとき、その他病院が必要と認めるときは、貸付契約を解除することがある。

##### イ 貸付料

貸付料は、基本貸付料と売上比例貸付料のそれぞれに消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を加えて得た額の合計をもって年額貸付料とする。ただし、貸付期間中に消費税等の税率が変動した場合は、病院は変動後の税率を適用して、年額貸付料の増額を請求できるものとする。

基本貸付料は1万円とし、売上比例貸付料は、年間売上金額が10万円を超える場合に、超える金額の10パーセント（千円未満切り捨て）とする。

基本貸付料は、年度当初に病院が発行する納入通知書により、病院が指定する期日までに納入すること。

また、売上比例貸付料は、3(2)カに定める売上報告に基づき、毎年度（年度途中において契約を解除する場合は、自動販売機を撤去した日から起算して30日以内の日に）病院が発行する納入通知書により、病院が指定する期日までに納入すること。

※ 貸付料には、電気料は含まない。

##### ウ 光熱水費及びその他必要経費

光熱水費、自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の一切の費用は、地産地消設置者の負担とする。なお、地産地消設置者は、自動販売機の設置に当たって、電気料を算定するための子メーターを地産地消設置者の負担で設置し、貸付料とは別に、病院が算定した電気料について、病院が指定する期日までに納入すること。

##### エ 貸付面積

貸付面積は、別添応募物件説明書記載のとおりとする。また、自動販売機及び3(3)イに定める使用済容器の回収ボックスは、貸付面積を超えないものを設置すること。また、必要に応じて、転倒防止対策も併せて行うこと。

##### オ 環境配慮

自動販売機の設置に当たっては、省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した自動販売機の機種を設置すること。

#### (2) 使用上の制限

ア 貸付契約書の貸付条件を遵守し、貸付料等を定められた納入期限までに確実に納めること。

イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

ウ 自動販売機の設置及び管理運営に必要な一切の業務を第三者に委託してはならないこと。

エ 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、病院の指示に従うこと。

オ 販売品目は、全て県産飲料（缶・ペットボトル・ビン等の密閉式の容器入り）とする。また、酒類の販売及び標準小売価格を上回る価格での販売を行わないこと。

なお、設置後に販売品目を変更する場合は、病院と協議を行い、その指示に従うこと。

カ 応募物件の自動販売機の毎年度四半期ごとの売上本数及び金額を翌月の15日（契約を解除する場合は、自動販売機を撤去した日から起算して15日以内の日）までに報告すること。なお、この報告内容に不正が判明した場合は、その地産地消設置者の名称を公表できるものとする。

### (3) 維持管理責任

ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、地産地消設置者が行うこと。なお、盗難等による商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、地産地消設置者の負担により速やかに復旧するとともに、地産地消設置者の損害について、病院の責めに帰することが明らかな場合を除き、病院はその責めを負わない。また、商品の賞味期限等に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

イ 使用済容器の回収ボックスは、販売する飲料の容器（缶・ペットボトル・ビン等）の種類に応じたものを設置し、地産地消設置者の責任で適切に回収、リサイクルすること。

ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。

エ 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、地産地消設置者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

### (4) 原状回復等

地産地消設置者は、貸付期間が満了し、又は契約が解除された場合には、速やかに原状回復すること。また、地産地消設置者は、病院に対し、原状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した費用、その他一切の費用について、補償を請求することができない。

## 4 応募申込手続

### (1) 申込方法及び申込期間等

申込みは、郵送又は持参によるものとし、申込先及び申込期間は次のとおりとする。なお、郵送の場合は書留とし、かつ、「地産地消自動販売機設置応募申込書」と明記すること。また、申込期間内必着とする。

#### ア 申込先

〒882-0835 延岡市新小路2の1の10

県立延岡病院事務部庶務担当

#### イ 申込期間

令和5年2月28日（火）から令和5年3月7日（火）まで

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く

※ 持参する場合 午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時まで

### (2) 必要な書類（各1部）

次の書類を提出すること。

ア 応募申込書（様式第1号）

イ 役員等一覧（様式第2号）

ウ 販売品目一覧（様式第3号）

エ 設置を希望する自動販売機のカタログ（寸法、消費電力が確認できるもの）

オ 2(2)に係る許認可等を受けていることを証する書類の写し（許認可等を必要とす

る場合のみ。)

カ 県税の納税証明書（県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）、地方法人特別税及びこれらに附帯する徴収金に未納がないことを証する書類）

キ （法人）法人登記簿謄本（現在事項全部証明書）

（個人）住民票記載事項証明書

ク 2(5)に係る実績を確認できる書類（様式任意）

※ カ及びキは、発行後3か月以内の原本に限る。

(3) 申込書等の書換えの禁止

応募者は、一旦提出した応募申込書等の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(4) 応募申込みの無効

次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

ア 応募資格のない者が行った応募申込み

イ 応募申込みに関し不正な行為を行った応募申込み

ウ 応募申込書等の氏名、印鑑その他主要な部分について誤脱又は判読不能なものがある応募申込み

エ 記名押印を欠く応募申込み

オ 応募申込書等（添付書類を含む）に虚偽の記載を行った応募申込み

カ 申込期間までに応募申込みがなかったもの

キ 応募に関し、局の担当職員の指示に従わなかった者の応募申込み

ク 前各号に掲げるもののほか、この「募集要項」に規定する応募に関する条項に違反した者の応募申込み

(5) その他

書留によらない郵送、電話、ファクス及びインターネットによる応募申込みは受け付けない。

## 5 地産地消設置者の認定

(1) 提出された応募書類の審査を行い、「2 応募資格要件」に定める資格を全て満たしている者を認定対象者とする。

(2) 認定対象者のうち、病院が販売品目の内容等を審査し、適当であると認めた者を地産地消設置者とする。なお、販売品目の内容等が適当な応募が2者以上ある場合は、当該応募者の立会いのもと、くじにより認定する。

(3) 地産地消設置者の認定は、3月7日（火）頃を予定しており、地産地消設置者の認定後、応募者に認定結果を連絡する。

(4) 応募者数等の応募状況及び地産地消設置者名について、病院ホームページ等において公表する。

## 6 行政財産貸付申請の手続

地産地消設置者に認定された者は、別途指定する期日までに、次の書類を提出すること。

(1) 公有財産借受申請書（指定様式）

(2) 設置場所への自動販売機及び使用済容器回収ボックスの配置図

(3) その他参考となる書類

## 7 地産地消設置者の認定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、地産地消設置者としての認定を取り消すこととする。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに貸付けの手續に応じなかった場合
- (2) 地産地消設置者が応募者の資格を失った場合
- (3) 地産地消自動販売機の定義に該当しない自動販売機を設置していることが認められ、指導により改善されない場合

## 8 その他

貸付手續に関する一切の費用については、地産地消設置者の負担とする。また、地産地消設置者の都合による契約の解除は、設置後1年を経過し、かつ、2か月前までに申入れがあった場合には、これを認めるものとするが、契約の解除により行う応募への参加は認めない。

問合せ先  
宮崎県立延岡病院  
庶務担当 甲斐  
〒882-0835  
延岡市新小路2の1の10  
電話 (0982)32-6181